

# 厚真町個人情報保護条例の一部改正（案）に対する パブリックコメント意見募集要項

## 1. 意見の募集期間

平成27年7月23日（木）～8月21日（金）（30日間）

## 2. 意見募集対象者（ご意見を提出いただける方）

- ・厚真町内に住所を有する方
- ・厚真町内に事務所または事業所を有する個人の方および法人その他の団体
- ・厚真町内の事務所または事業所に勤務する方
- ・厚真町内の学校に在学する方
- ・このパブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する方

## 3. 資料等の入手方法・場所

- ・町ホームページ（電子データのダウンロード）
- ・役場総務課総務人事グループ（書面の配布）

## 4. 意見の提出方法

「意見記入用紙」に氏名、住所を、法人その他の団体にあつては、名称、代表者氏名、主たる事務所又は事業所の所在地を明記の上、提出期限までに次のいずれかの方法により提出してください。

### (1)電子メール

アドレス：soumu@town.atsuma.lg.jp

### (2)ファックス

番 号：0145-27-2328

### (3)書面の持参又は郵送

- ・意見が1,000文字を越える際には、必ず要旨を添付してください。また、意見が複数のページにおよぶ場合は、ページ番号を記入してください。

〔郵 送 先〕〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

厚真町役場 総務課総務人事グループ

〔持参提出先〕厚真町役場 総務課総務人事グループ

※受付時間 午前8時30分～午後5時30分（土日、祝祭日を除く）

※意見の言語は日本語に限ります。

※電話又は口頭での、ご意見の受付はできません。

## 5. 留意事項

- ・ご意見のほかに資料等を添付されても構いませんが、量が多くなるようでしたら、あら

かじめ担当部署までご連絡ください。なお、いただいたご意見や資料等の書面は返却できませんので、ご了承ください。

- ・住所、氏名等の個人情報は、いただいたご意見の内容や趣旨を確認する場合に使用しません。個人情報をパブリックコメント手続の業務に係る目的以外に使用することはありません。
- ・ご意見は、案を決定する際に参考とさせていただきます。
- ・いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。個人を特定できる箇所を除き、ご意見の内容とそれに対する町の考え方を後日公表いたします（住所、氏名等の個人情報は公表することはありません）。

## 6. お問い合わせ先（担当部署）

〒059-1692 勇払郡厚真町京町 120 番地

厚真町役場 総務課総務人事グループ

電 話 : 0145-27-2322

ファックス : 0145-27-2328

電子メール : [soumu@town.atsuma.lg.jp](mailto:soumu@town.atsuma.lg.jp)